

会 議 録

1 会議名

令和8年度 第5回和田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報告事項（公開）

- ・釜蓋遺跡ガイダンスの開館時間の変更（冬期間短縮）について
- ・地域協議会会長会議について
- ・市民の消火栓使用について

3 開催日時

令和8年9月16日（水）午後6時25分から午後7時20分まで

4 開催場所

ラーバンセンター 第1研修室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

- ・委員：横田副会長

阿部委員、泉委員、近藤（浩）委員、近藤（美）委員、角谷委員、
西片委員、西田委員、牧田委員、山岸委員、渡邊委員（欠席3人）

- ・文化行政課：新保課長、箕輪副課長

- ・事務局：南部まちづくりセンター 稲田所長、小池副所長、荒川係長

8 発言の内容

- ・会議録の確認：西片委員に依頼

【議題：報告事項 釜蓋遺跡ガイダンスの開館時間の変更（冬期間短縮）について】

■ 説明

- ・文化行政課が、資料No.1に基づき説明
- ・質問／意見なし

【議題：報告事項 地域協議会会長会議について】

■ 説明

- ・事務局が、資料No.2に基づき説明
- ・新たな補助制度の名称について、「(仮称) 協働・共創まちづくり補助金」から「地域にぎわい事業補助金」に変更されたと説明があった。
- ・提案事業の評価及び地域ビジョンの策定について、市から地域協議会へ依頼する予定であり、提案事業については審査ではなく、地域ビジョンとの適合性の確認などを行う評価の仕組みに変更されたと説明があった。
- ・地域協議会による提案事業の評価は、年明け2月頃に実施予定であり、地域ビジョンについては、初年度に限り、既存の「地域活性化の方向性」を活用し、令和9年度に策定を進めるとの説明があった。

■ 質疑応答

- ・質問／意見：地域にぎわい事業補助金は、これまで説明のあった協働・共創まちづくり補助金から名称変更されたものと理解してよいか。また、まちづくりスタートアップ補助金の名称変更の有無や、5月の説明からの変更点を確認したい。
→回答：補助金名称は地域にぎわい事業補助金となった。主な変更点は、委員の負担軽減を図るため、地域協議会が担う業務を審査から評価へ変更した点である。今後、具体的な評価方法やマニュアルについて説明する予定である。なお、まちづくりスタートアップ補助金の名称変更はない。
- ・質問／意見：パンフレットの金額表示について、桁区切りや単位の表示が分かりにくく、誤解を招くおそれがあるのではないかと感じる。
→回答：意見として受け止め、地域政策課へ伝える。
- ・質問／意見：提案事業がパンフレットに示された5つの評価基準すべてに該当する必要がある、特に「将来への発展性・期待度」の項目により提案のハードルが高くなるのではないかと感じる。評価基準をどの程度満たしている必要があるのかの判断は、地域協議会に委ねられるのか。

→回答：「将来への発展性・期待度」については、単発で終わる事業ではなく、将来的な継続性が見込まれる活動の評価するものと考えている。今後、市から示されるマニュアルに基づき地域協議会が評価を行い、その結果を踏まえて市が最終的な審査を行う。

- ・質問／意見：地域ビジョンに適合していない事業が採択されないことになると、提案件数が少なくなる可能性がある。予算枠に満たない場合はどのように取扱うのか。

→回答：地域のにぎわいにつながる事業は幅広く提案してほしいと考えているが、現時点で予算枠に満たない場合の再募集は想定していない。なお、提案額が予算枠を超えた場合は、地域協議会において協議してもらうことも想定している。

【議題：自主的な審議 市民の消火栓使用について】

■ 説明

- ・事務局が、資料No.3に基づき説明

■ 質疑応答

- ・質問／意見：町内会にはこの件がどのように伝わっているのか。また、市民による消火栓の使用について、実施に前向きな町内会が多いのか、それとも実施しないと考えている町内会が多いのか、状況を教えてほしい。

→回答：大和三丁目では役員で協議した結果、使用にあたってのハードルが高いため実施は見送ることとした。

→回答：西田中では訓練を実施する予定である。

→回答：島田ではこの件について消防団員から話を聞いており、今後、役員の意見を踏まえた上で対応を決定する予定である。なお、西田中以外にも実施を予定としている町内会が2町内あると聞いている。

- ・質問／意見：消防団員の確保も難しい中、市民が消火栓を使用して消火活動を実施することはあまりないのではないかと。
- ・質問／意見：消火栓の使用はあくまでも初期消火を目的とするものであり、元消防団員や元消防士がいる町内会では、消火栓を使用することになるので

はないか。一方で、消火栓の使用による消火活動は危険を伴い、一人ではできないため、訓練の実施や町内会でのルールづくりが必要である。また、実践的な訓練とするためには、実際に放水を行う必要があるのではないか。

- ・質問／意見：消火栓からの放水後、近隣の水道水に汚れが混じり、苦情が寄せられることがあるため、消防団による消火栓の確認や点検においては、なるべく水を出さないよう言われてきた。
- ・質問／意見：消防資機材について、町内会及び自主防災組織は適正な管理と年1回以上の点検を行うとされているが、これは消火栓を使用する場合に実施するのか。使用しない場合は点検しなくてよいのか。

→回答：消防資機材の管理及び点検は、消火栓を使用する場合に必要となるものである。なお、消防資機材の調達は原則として町内会が行う。

【事務連絡】

■ 説明

- ・今後の地域協議会の日程連絡

第6回地域協議会：10月21日（水）18：30から

第7回地域協議会：11月18日（水）18：30から

会場：ラーバンセンター 第1研修室

- ・質問／意見なし

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831（直通）

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。